

快適環境と水質保全 ～下水道～

下水道は、雨水による浸水の防止や家庭・工場からの汚水を排除し、悪臭や害虫・伝染病などの発生を防止するなど、生活環境の向上や海・川などの汚染防止といった重要な役割をもっています。

しかし、下水道の整備には膨大な費用と期間を必要とします。整備にあたっては、人が多く住んでいる市街地については都市計画による公共下水道などで整備を行い、その他の地域については、農業集落排水の整備や合併処理浄化槽の設置をするなど、地域の状況に応じ、投資効果を考えた整備手法の検討をしていく必要があります。

【公共下水道】

市街地の生活污水を処理したり、雨水を排除する施設で、用途地域の定められた区域を中心に整備します。

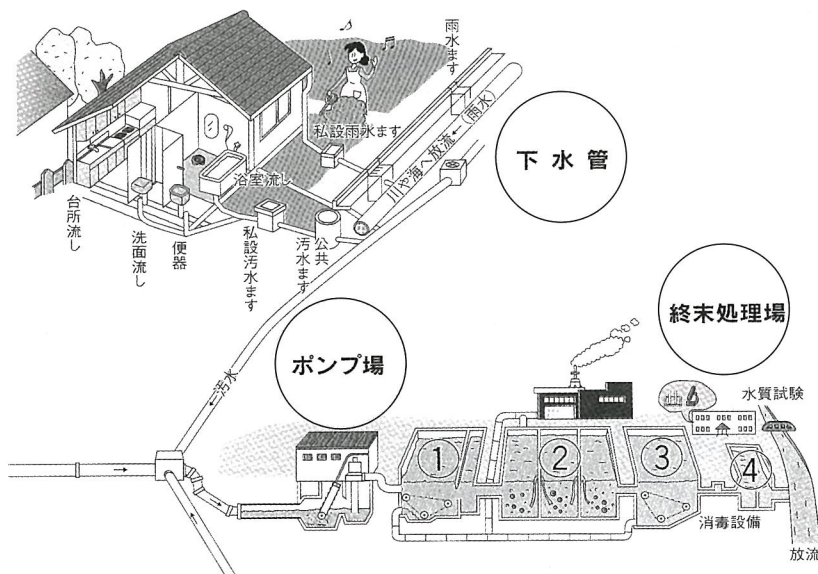
【農業集落排水】

農業用水の水質保全のために農業集落やその周辺のし尿、生活雑排水などの汚水や雨水を処理するための施設です。

【合併処理浄化槽】

し尿と生活雑排水を個人で個別に処理する方法で、住宅の密集していない地域でも設置することができる身近な汚水処理施設です。

《下水道のしくみ》



①最初沈殿池

この池では、比較的沈殿しやすいまざりものを沈殿させます。

②エアレーションタンク

ここでは、最初沈殿池で一次処理を終えた下水に、さらに活性汚泥をくわえ、空気を吹き込んで長時間かきまわします。

③最終沈殿池

この池では、沈殿しやすいかたまりになった微生物(活性汚泥)と水を分離させます。

④塩素混和池

うわずみ水は滅菌して放流します。

都市施設の計画区域内に建物を建てたい場合には…

道路や公園などの施設をつくるときは、そこにあった建物を別の場所に移転しなければならない場合が出てきます。もし、計画している場所に新しい建物が建ったりすれば、整備の時に余計な費用がかかることになり、建てた人もすぐに移転しなければならないなど、いろいろな問題が生じてきます。

そこで、都市計画では施設を効率的に整備するため、あらかじめ計画している区域を公表し、区域内に建築物を建てることを制限しています。

【建築制限の内容】

区域内に建物を建てようとする場合は、知事の許可が必要になります。また、その場合でも、2階以下の木造のように、簡単に移転または除去できるものでなければ許可になりません。

みなさんの意見を お寄せ下さい

都市計画に関するご意見やご質問、提案がありましたら、電話・FAX・手紙のいずれかで下記までお寄せ下さい。

役場都市整備室

〒289-1793 光町宮川11902

T E L (84)1211

(内線221・222)

F A X (84)2713